

会計管理

【501】保護費の徴収権・返還請求権

【着眼点】法第63条、法第78条、地方自治法施行令第160条について適切な事務処理が行われているか。

ここがポイント

法第63条、法第78条、地方自治法施行令第160条の債権額を少なく抑えるためには迅速な対応が求められる。

参考

法第63条 費用返還義務

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施期間の定める額を返還しなければならない。

法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を受けた都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部、その者から徴収することがある。

地方自治法施行令第159条

歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡し若しくは概算払いをし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

地方自治法施行令第160条

出納閉鎖後の収入は、これを過年度の歳入としなければならない。前条の規定により戻入金で出納閉鎖後に係る者についても、また同様とする。

【概要】

1. 生活保護事務において発生する債権について

1) 法第63条による返還金

法第63条は、被保護者が、たとえば不動産等を所有していて資力はあるが、それをすぐには生活に活用できないような場合に、資力が換金されて生活に活用できる状況になった段階で、すでに支給した保護費の範囲で返還を受けるものである。

返還額の決定に際しては、世帯の自立援助を考慮して必要額を控除することができる。

2) 法第77条第1項による徴収金

参考

法第77条第1項 費用の徴収

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部をその者から徴収することができる。

大田区においては当該条項の適用による債権の調定は行っていない。

3) 法第78条による徴収金

法第78条は、被保護者が、たとえば収入報告等の偽りの申告を行うなどにより不正に受給した保護費を徴収するものである。

法第78条による徴収金は、不正手段を用いて保護を受けるという点で法第63条の場合と異なり、債権額の決定に当たっては実施機関の裁量は認められず、受給者の資力も考慮されず、全額である。

法第63条は返還という意味合いであるのに対して、法第78条は損失の弁償という意味合いである。

4) 地方自治法施行令第160条に基づく未収入金

保護内容の変更や収入の変動等によって、保護費の支払いに過剰分が生じた場合には、翌月以降の保護費支払時に被保護者の可能な範囲で、収入充当や分割返納により返還を受けている。

年度に発生した保護費の過払いは地方自治法施行令第159条の状態にあり、回収されずに年度を繰越すと地方自治法施行令第160条の未収入金債権となる。

2. 各債権の年度推移

各債権の発生額、残高の推移は以下のとおりである。

参考

調定額とは、区の債権として確定した金額

収入済額とは、調定額のうち、現実に収入された金額

不納欠損額とは、調定額の内時効の成立等により徴収し得なくなった金額

収入未済額とは、調定したが、年度内において収入に至らなかった金額

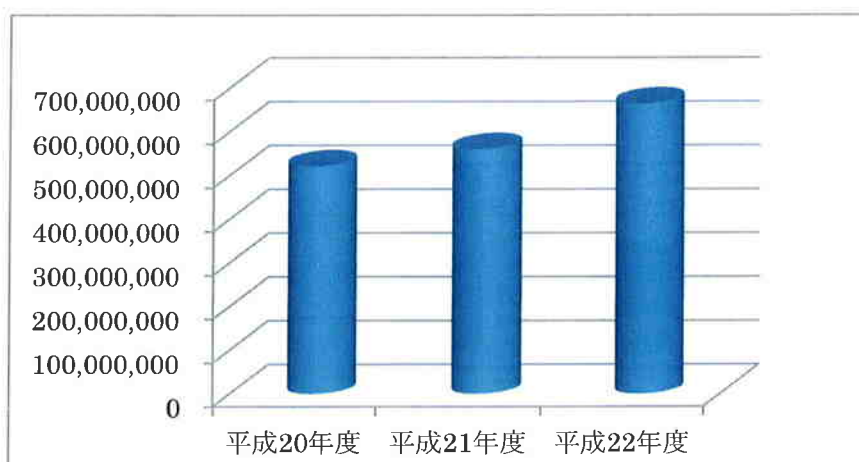
生活保護法第63条返納金の推移（大田区全体）

（単位：円）

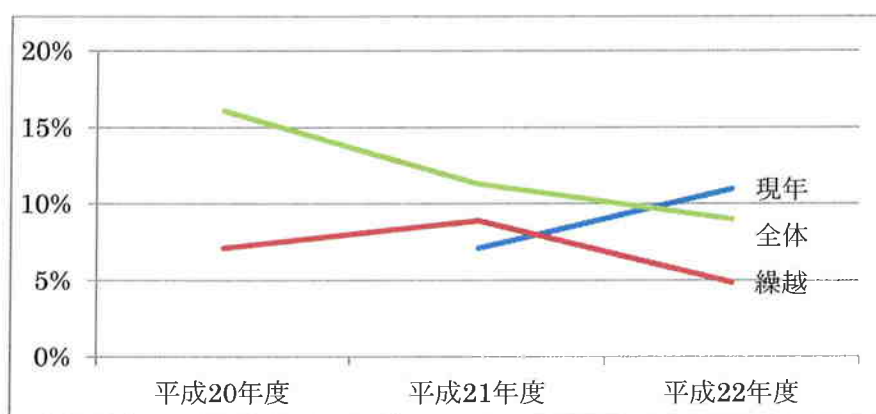
		調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率
		B		C		D		B-C-D		C/B
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成20年度	現年	453	201,404,526	178	118,953,526	0	0	275	82,451,000	59.1%
	繰越	1,006	487,124,389	61	16,574,099	69	33,671,263	876	436,879,027	3.4%
	小計	1,459	688,528,915	239	135,527,625	69	33,671,263	1,151	519,330,027	19.7%
平成21年度	現年	477	242,239,362	201	128,820,197	0	0	276	113,419,165	53.2%
	繰越	1,151	519,330,027	105	24,065,353	114	50,372,863	932	444,891,811	4.6%
	小計	1,628	761,569,389	306	152,885,550	114	50,372,863	1,208	558,310,976	20.1%
平成22年度	現年	650	326,979,141	309	162,879,110	0	0	341	164,100,031	49.8%
	繰越	1,209	557,364,961	90	23,164,184	86	36,255,542	1,033	497,945,235	4.2%
	小計	1,859	884,344,102	399	186,043,294	86	36,255,542	1,374	662,045,266	21.0%

※平成21年度繰越欄の還付未済額50,000は収入済額に含めて表示

法第63条返還額の残高（収入未済額）推移（単位：円）



法第63条返還額の回収率推移 青：現年 赤：繰越 緑：全体

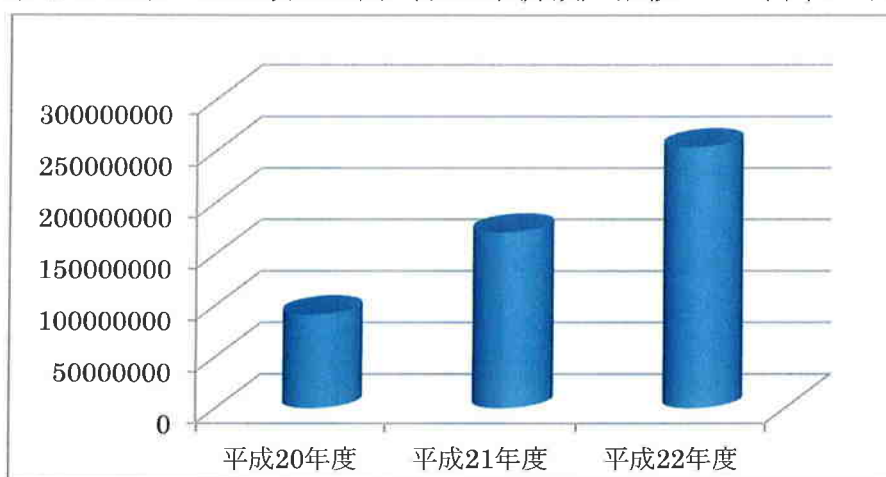


地方自治法施行令第160条 返納金の推移（大田区全体）

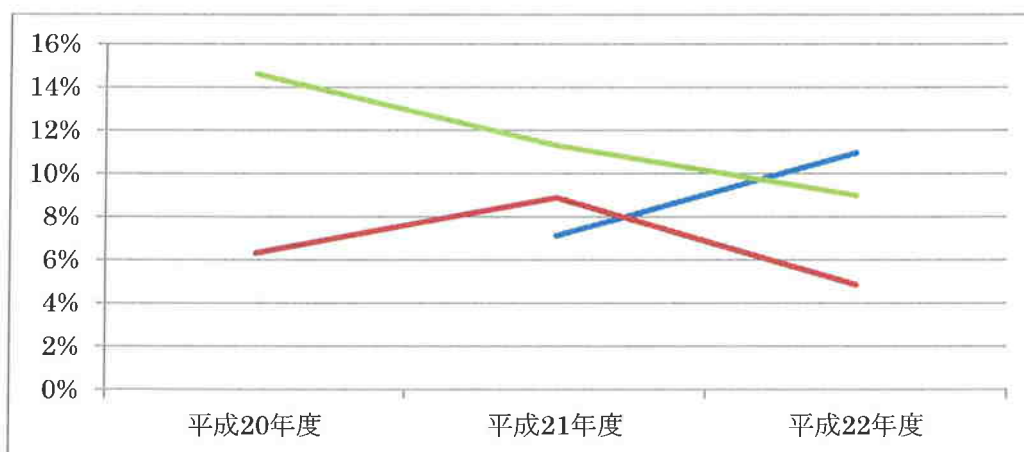
（単位：円）

		調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額	収入率	
		件数	B	件数	C	件数	D			B-C-D
			金額		金額		金額			
平成20年度	繰越	2,988	97,178,435	191	6,151,490	0	0	2,797	91,026,945	6.3%
	事後	1,038	9,427,901	1,038	9,427,901	0	0	0	0	100.0%
	小計	4,026	106,606,336	1,229	15,579,391	0	0	2,797	91,026,945	14.6%
平成21年度	現年	2,904	94,538,638	256	6,729,842	0	0	2,648	87,808,796	7.1%
	事後	973	6,925,308	973	6,925,308	0	0	0	0	100.0%
	繰越	2,840	91,026,945	292	8,098,784	0	0	2,548	82,928,161	8.9%
	小計	6,717	192,490,891	1,521	21,753,934	0	0	5,196	170,736,957	11.3%
	現年	2,696	102,078,997	318	11,197,193	0	0	2,378	90,881,804	11.0%
平成22年度	事後	1,183	5,562,314	636	5,562,314	0	0	547	0	100.0%
	繰越	5,112	170,736,957	256	8,289,614	0	0	4,856	162,447,343	4.9%
	小計	8,991	278,378,268	1,210	25,049,121	0	0	7,781	253,329,147	9.0%

第160条 返還額の残高（収入未済額）推移 （単位：円）



第160条 返還額回収率推移

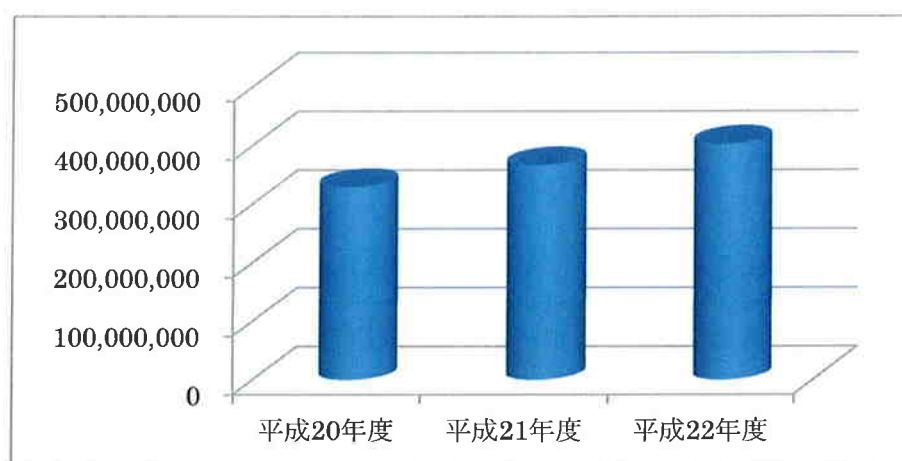


生活保護法 第78条弁償金の推移（大田区全体）

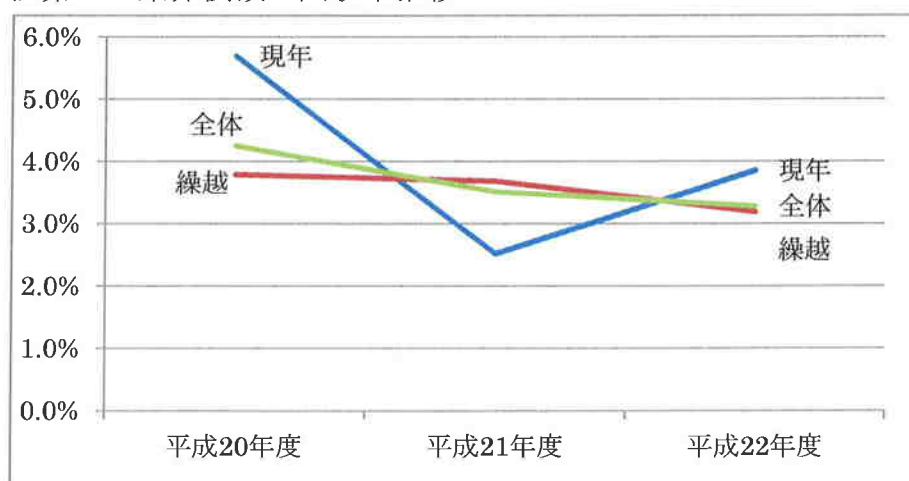
（単位：円）

	種別	調定額 (B)		収入済額 (C)		不納欠損額 (D)		収入未済額 B - (C + D)		収入率 C / B
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成20年度	現年	53	87,359,196	2	4,972,663	0	0	51	82,386,533	5.69%
	繰越	166	272,042,297	5	10,315,557	7	16,040,790	154	245,685,950	3.79%
	計	219	359,401,493	7	15,288,220	7	16,040,790	205	328,072,483	4.25%
平成21年度	現年	35	56,541,568	0	1,423,653	0	0	35	55,117,915	2.52%
	繰越	206	328,072,483	4	12,080,905	5	5,684,181	197	310,307,397	3.68%
	計	241	384,614,051	4	13,504,558	5	5,684,181	232	365,425,312	3.51%
平成22年度	現年	66	59,651,348	3	2,302,342	0	0	63	57,349,006	3.86%
	繰越	231	365,425,312	5	11,651,128	9	9,476,925	217	344,297,259	3.19%
	計	297	425,076,660	8	13,953,470	9	9,476,925	280	401,646,265	3.28%

法第78条弁償額（収入未済額）残高推移 単位：円



法第78条弁償額 回収率推移



上記推移より読み取れるように、年々その残高は増加する傾向にある。
その主たる原因は生活保護受給者の増加である。

また、全ての債権が非常に低い回収率である。

- 1) 法第63条返還額が現年度5割弱～6割弱、繰越は4%前後である。
- 2) 第160条返還額は、第159条から繰越した現年度は10%前後、繰越は5%～9%前後である。
- 3) 法第78条弁償額は現年、繰越ともに2～6%内である。

なお、表中の第160条返還金の表において、“事後”という欄の回収率が100%となっている理由は、平成19年度までは、収入と同時に調定を立てていたため、債権を認識するとともに収入が生じる体裁であり、平成18年度以前の160条債権残高は存在していない。

すなわち未収入部分の把握を行っていなかった。このため平成19年度以前の保護費過払い債権を回収した場合は、その時点で調定を立て、収入したこととなるため回収率は100%と表現される。

第160条返還金が発生当初の第159条の金額のうちどのくらいの割合が160条返還金として繰越されるか平成22年度について集計を試みたところ以下のような状況であった。

平成22年度の第159条項目の第160条への繰越状況について

	平成22年度159条調定額		うち平成23年度へ繰越調定額		繰越率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大森	1,539	57,653,138	659	22,854,348	42.8%	39.6%
調布	767	32,586,483	448	17,939,104	58.4%	55.1%
蒲田	2,478	100,372,576	1,101	43,683,979	44.4%	43.5%
糀谷・羽田	1,290	45,974,212	619	22,587,787	48.0%	49.1%
合計	6,074	236,586,409	2,827	107,065,218	46.5%	45.3%

各課でばらつきはあるものの、全体では55%弱の回収率である。

3. 個別ケースの状況について

以下は各課よりサンプリングしたケースの状況である。

サンプリング対象は、平成22年度～23年度に発生した法第63条返還額のうち、法第63条は往査時残高上位10件。法第78条については往査時残高上位5件である。なお、金額の単位はいずれも円である。

大森生活福祉課 平成22・23年度発生欧法第63条債権残高上位10件（往査時点）

ケース	保護開始日	世帯類型	資力発生時	決定日付	決定額	往査時残金	理由
1	H18.12.1	高齢	H18.12.1	H23.3.31	11,728,620	11,658,620	開始時所有の資産売却
2	H17.5.17	高齢	H19.6.30	H22.9.8	18,434,259	8,966,905	交通事故等の補償金額が平成22年5月に確定した。
3	H14.2.20	高齢	H17.5.1	H22.4.9	4,520,450	3,310,450	各種年金の遡及受給
4	H19.1.1	高齢	H19.4.1	H23.3.31	3,476,176	3,046,176	資産売却
5	H22.4.6	障害者	H22.3.9	H23.9.21	2,873,183	2,873,183	開始前の交通事故等の補償金
6	H8.6.27	高齢	H16.7.1	H23.3.3	2,537,224	2,537,224	複数のサラ金業者からの借金判明
7	H20.2.28	高齢	H20.2.28	H22.9.6	2,131,378	2,057,378	開始時以前からの各種年金（企業年金）の受給及び遡及受給
8	H22.1.27	高齢	H22.1.27	H23.9.21	1,307,946	1,307,946	各種年金（老成基礎年金）の遡及受給
9	H22.6.9	高齢	H22.6.9	H22.12.16	1,200,988	1,200,988	開始時所有の資産売却
10	H13.2.14	高齢	H18.6.1	H23.5.10	869,403	808,903	各種年金（老齢基礎、厚生年金）の遡及受給

調布生活福祉課 平成22・23年度発生法第63条債権残高上位10件（往査時点）

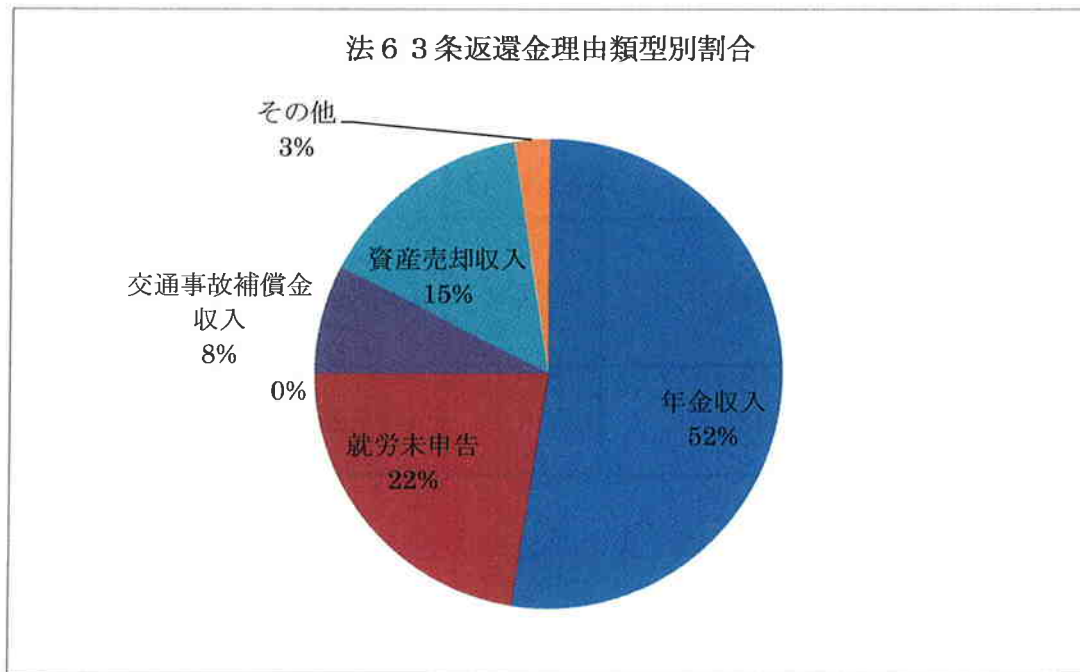
ケース	保護開始日	世帯類型	資力発生時	決定日付	決定額	往査時残金	理由
11	H16. 3. 9	傷病	H17. 2	H22. 11. 11	9,227,873	9,212,873	遺産相続資産の売却
12	H19. 2. 1	障害	H19. 2	H23. 2. 1	7,301,789	5,160,000	遺産相続資産の売却
13	H15. 6. 8	高齢	H17. 4	H22. 4. 1	5,243,313	5,193,313	老齢厚生年金
14	H20. 6. 10	障害	H16. 8	H22. 9. 14	4,155,650	4,114,737	国民年金
15	H15. 9. 10	傷病	H19. 10	H23. 4. 26	2,464,368	1,399,368	現金を遺産相続
16	H16. 5. 1	高齢	H21. 6	H22. 9. 1	1,793,229	1,793,229	年金遡及支給
17	H18. 12. 28	傷病	H19. 1	H22. 9. 2	1,372,387	1,340,291	就労収入未申告
18	H10. 2. 24	高齢	H19. 12	H22. 4. 8	1,242,009	1,188,009	妻の就労収入未申告
19	H16. 10. 8	その他	H21. 1～5	H22. 8. 31	1,198,930	1,178,930	就労収入未申告
20	H13. 4. 6	母子	H20. 1	H22. 5. 31	1,126,440	1,112,440	児童扶養手当収入漏れ

蒲田生活福祉課 平成22・23年度発生法第63条債権残高上位10件（往査時点）

ケース	保護開始日	世帯類型	資力発生時	決定日付	決定額	往査時残金	理由
21	H22.11.17	高齢	H22.1	H22.11.17	5,737,295	5,737,295	老齢年金遡及受給（資産調査員発見）
22	H4.2.17	障害	H18.9	H23.8.5	4,234,700	4,201,700	老齢厚生年金の遡及受給（担当CW発見）
23	H7.4.14	高齢	H18.8	H23.8.5	3,828,464	3,823,461	障害基礎年金受給していた
24	H15.10.4	傷病	H17.9	H22.9.2	3,347,617	3,115,231	年金基金及び障害年金の受給していた
25	H21.3.5	高齢	H16.10	H22.5.28	2,793,793	2,793,793	老齢厚生年金・基礎年金が遡及して支給（受給者の調査）
26	H12.6.21	傷病	H20.2	H23.9.1	2,181,748	2,181,748	老齢厚生年金遡及して受給
27	H16.8.26	高齢	H19.12	H23.9.1	2,126,424	2,106,424	遺族年金・企業基金の認定がもれ
28	H18.8.24	傷病	H18.8	H22.12.14	4,116,133	2,091,133	障害年金が受給可能に
29	H18.3.27	高齢	H18.4	H23.7.26	4,497,780	2,019,971	老齢厚生年金の受給権が判明し遡及（資産調査員発見）
30	H21.1.5	傷病	H21.1	H23.6.7	4,662,294	1,080,000	老齢年金の受給権が判明（資産調査員）

糀谷・羽田生活福祉課 平成22・23年度発生法第63条債権残高上位10件（往査時点）

ケース	保護開始日	世帯類型	資力発生時	決定日付	決定額	往査時残金	理由
31	H22.10.25	傷病	H18.4	H23.3.11	3,116,216	3,116,216	障害基礎年金遡及受給
32	H10.10.28	高齢	H18.9	H23.8.18	1,682,599	1,678,599	年金遡及受給
33	H17.10.17	傷病	H18.12	H22.10.20	1,478,477	1,461,477	就労収入未申告
34	H16.2.5	高齢	H18.6	H22.7.8	1,350,924	1,347,375	老齢年金未申告
35	H10.3.23	その他	H22.2	H23.9.28	1,333,101	1,333,101	次男就労収入未申告
36	H7.8.17	傷病	H21.3	H22.11.25	1,233,427	1,228,427	就労収入未申告
37	H18.6.30	高齢	H21.12	H23.2.28	1,146,248	1,146,248	時効特例給付受給
38	H16.9.17	その他	H20.10	H22.10.26	1,102,235	1,097,235	就労収入未申告
39	H9.11.19	その他	H22.10	H23.9.6	1,047,568	1,047,568	長男就労収入未申告
40	H16.4.26	母子	H22.4	H23.7.13	938,988	928,988	交通事故補償金収入



大森生活福祉課 平成22・23年度発生法第78条債権残高上位5件

ケース	保護開始日	世帯類型	不正受給時期	発見の契機	決定日付	決定額	往査時残金	理由
41	H19.6.6	その他	H19.6～H22.1	平成21年10月に母の介護保険料が特徴に切り替わることが判明したことによる	H22.12.2	4,563,516	4,563,516	障害・厚生年金受給未申告
42	H21.3.9	その他(父子)	H21.4～H22.8	平成21年度課税調査	H23.1.31	2,880,085	2,880,085	就労収入未申告
43	H14.2.8	高齢者	H17.10～22.9	年金額増加したので資産調査員に調査を依頼	H22.10.27	2,691,542	2,691,542	各種年金の遡及受給(厚生年金)
44	H14.5.15	その他(父子)	H18.5～19.7、H20.3～10	平成21年度課税調査	H22.11.18	2,611,798	2,611,798	就労収入未申告
45	H21.11.27	その他(父子)	H22.4～H23.8	区民の声課への通報	H23.10.19	1,594,505	1,594,505	就労収入未申告

調布生活福祉課 平成22・23年度発生法第78条債権残高上位5件(往査時点)

ケース	保護開始日	世帯類型	不正受給時期	発見の契機	決定日付	決定額	往査時残金	理由
46	H17.7.20	その他	H20.2～H22.5	平成22年度の課税調査	H23.4.13	4,282,315	4,222,315	給与収入の虚偽申告
47	H16.10.8	その他	H19.8～20.1 H20.4～22.7	主より告白	H23.1.5	2,742,145	2,742,145	就労収入未申告
48	H14.10.2	傷病	H21.4～21.12	平成22年度の課税調査	H23.6.3	1,273,942	1,261,942	給与収入の申告漏れ
49	H9.7.4	障害	H22.4～7 H22.10～12	平成23年度の課税調査	H23.8.12	1,019,330	1,019,330	就労収入未申告
50	H21.5.11	その他	H21.6～12	平成22年度の課税調査	H23.6.7	773,137	753,137	就労収入未申告

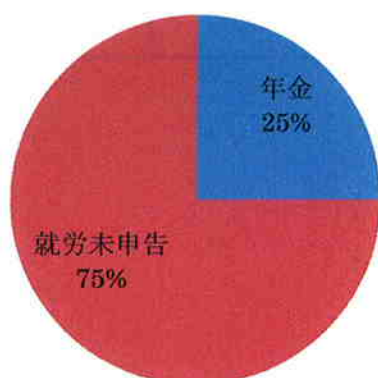
蒲田生活福祉課 平成22・23年度発生法第78条債権残高上位5件(往査時点)

ケース	保護開始日	世帯類型	不正受給時期	発見の契機	決定日付	決定額	往査時残金	理由
51	H14.10.24	高齢	H17.11～ H22.5	平成22年度 課税調査	H22.10.26	3,710,816	3,514,096	妻の就労 収入未申 告
52	H21.7.30	傷病	H21.8～H23.9	平成23年度課 税調査	H23.12.1	2,372,419	2,372,419	就 労 収 入、職業 訓練支援 金収入未 申告
53	H元年5. 18	傷病	H19.1～H21.1	平成20年度、 平成21年度 課税調査	H22.11.12	2,197,057	2,197,057	就 労 収 入未申 告
54	H18.7.31	傷病	H18.10～ H23.5	平成23年度課 税調査	H23.8.30	2,017,388	2,007,388	年金収入 未申告
55	H15.1.7	傷病	H19.1～H21.8	平成21年度課 税調査	H23.3.29	1,821,820	1,801,820	就 労 収 入未申 告

糞谷・羽田生活福祉課 平成22・23年度発生法第78条債権残高上位5件(往査時点)

ケース	保護開始日	世帯類型	不正受給時期	発見の契機	決定日付	決定額	往査時残金	理由
56	H15.3.18	傷病	H19.9～H20.5	厚生老齢年金 の受給がなく なったとの申告 があり調査を実施	H23.7.21	1,959,272	1,809,272	障害年金 収入無申 告
57	H16.10.7	高齢者	H20.9～H22.1	平成21年度課 税調査	H23.3.25	1,250,350	1,240,350	就 労 収 入未申 告
58	H17.3.17	傷病	H18.10 ～ H22.4	平成21年度課 税調査	H22.3.8	1,172,534	1,088,534	年金収入 未申告
59	H4.2.25	その他	H21.1～H22.7	兵士21年度課 税調査	H22.12.17	1,145,758	1,085,758	就 労 収 入未申 告
60	H17.7.5	その他	H21.2～H22.8	H21 年度 課 税 調査	H23.12.17	1,029,388	1,029,388	妻の就労 収入未申 告

法78条弁償金理由類型別割合



法第63条は圧倒的に年金受給ケースが多い。

法第78条は就労収入未申告による保護費の不正受給が4分の3を占める。

4. 個別のケースについての検討 ※問題点は意見欄に合わせて記載

<ケース7>

開始時の年金調査等が不十分であったケース

保護開始	平成20年2月
世帯区分	高齢
法第63条決定	平成22年8月
資力発生時	平成20年2月
発生経緯	課税調査により判明した法第63条のケースであるが、保護開始以前より企業年金を受給していたことが判明した。

<ケース12>

資産売却において債権回収が一部であったのケース

保護開始	平成19年
世帯区分	傷病
法第63条決定	平成23年2月
発生経緯	課税調査により土地の取得が判明、及びその土地を売却
資力発生時	平成19年2月
備考	この63条は、障害年金及び身障福祉手当の未認定、土地売却による資力発生による。土地売却による資力発生時期は、売買契約時の平成22年9月である。これについては、一括で回収している。しかし、障害年金及び身障福祉手当の未認定による返還部分については、分割返済となっている。

<ケース17>

本人との接触が少なく被保護者の状況を把握できていなかったケース

保護開始	平成18年
世帯区分	傷病
法第63条決定	平成22年9月
資力発生時	平成19年1月
発生経緯	平成19年1月家庭訪問、平成19年8月所内面接を最後に、その後数回家庭を訪問しても不在で会うことはできず、電話連絡もつながらず、本人と直接コンタクトできたのはほぼ3年後の平成22年7月であった。 この間平成21年3月に転居及び無収入申告書が郵

	送されているが、実際には就労収入があったものの、報告無く、把握できてなかった。
備考	ケース記録上、押印がケースワーカーしかない部分があり、査察、課長の押印ない個所がある。また、査察台帳上は随時訪問または面接等により状況を把握しているような記載となっている。

<ケース19>

同様のケースにおいて法第63条適用と法第78条適用の基準の整合が取れていないケース

保護開始	平成16年
世帯区分	その他
法第63条決定	平成22年8月
資力発生時	平成21年1月
備考	課税調査にて就労収入が発見され法第63条が適用されたケースであるが、就労収入未申告という点について考えれば、法第78条適用となるケースのようにはうかがえる。

<ケース43>

不正受給の発見が遅れて、弁償を受けるべき収入に時効が発生してしまったケース

保護開始	平成14年
世帯区分	高齢
法第78条決定	平成22年10月
発生経緯	平成21年度の課税調査で発覚
不正受給期間	平成14年10月～平成22年5月
備考	開始時より就労していた分の収入申告が漏れていた。平成22年9月の発見のため、平成14年～平成17年10月までの就労収入未申告については時効成立につき弁償請求額の計算には含まれない。

<ケース44>

過去の課税調査結果が放置されたケース

保護開始	平成14年
世帯区分	その他
法第78条決定	平成22年11月
発生経緯	平成21年度の課税調査で就労が発覚し、法第63条債権になった。

不正受給期間	平成18年5月～平成19年7月、平成20年3月～10月
備考	平成18年度の課税調査にて就労の事実が発覚しており、法第29条調査の必要性についてのケース記録があるものの、その後放置された可能性あり。

<ケース45>

住民登録がなされておらず課税調査が及ばなかったケース

保護開始	平成21年
世帯区分	その他
法第78条決定	平成23年10月
発生経緯	区民の声課に届いたFAXにより判明した。
備考	DV等を理由に住民登録を差し控えるケースがまま存在する。 その際、就労収入があっても、収入未申告だと課税調査に反映されない。

<ケース57>

就労収入の未申告が繰り返されたケース

保護開始	平成16年10月
世帯区分	高齢
法第78条決定	平成23年3月
不正受給期間	平成20年9月～平成22年1月
判明理由	平成21年度課税調査
備考	就労未申告は2度目である。 就労収入未申告を繰り返す被保護者が各課に散見された。